

横手市契約心得

(物品購入・一般委託業務)

契約書の確定等

- ・入札執行にて落札者が決定した場合は、市側より契約日時等を通知します。
- ・落札者が、市が指定した契約日時に応じられない時は、両者協議の上で日時等を決定します。
(ただし、落札の通知を発した日から起算して、原則として、5日以内に契約を締結(仮契約含む)することとします。)
- ・落札者は、社会保険料に未納が無い旨の証明書を契約前に提出しなければなりません。未提出の場合は契約を締結しないものとします。
- ・落札者は、契約日時に代表社員を持参して契約することとします。
(一般委託業務については、契約金額に応じた印紙も合わせて持参してください。)
- ・契約は、市及び落札者が契約書に記名押印したときに確定します。ただし、予定価格20,000千円以上の不動産又は動産の買入れに関する契約については仮契約を締結し、横手市議会の議決後ただちに本契約に移行するものとします。

契約の変更

- ・契約変更の必要があると認められる場合は両者協議の上で変更契約出来るものとします。

契約の解除

- ・市及び受注者は、契約事項の規定により契約を解除する権利を持ちます。

契約の履行

- ・受注者は、契約事項に則り履行しなければなりません。
- ・受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、承継することは出来ません。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市の承認を得た場合はこの限りではありません。
- ・受注者は、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任すること、又は請け負わせることは出来ません。